

令和4年度・第32回農業委員会総会進行

開催日 令和4年11月25日(金) 13:00～14:30

開催場所 薩摩川内市セントピア

出席委員(18名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西 裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸 広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	上小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員(2名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 9番 _____ ⑩

_____ 10番 _____ ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ⑩

令和４年度 第３２回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

- 報告第 １１２号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 １１３号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 １１４号 公売に係る農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可の専決処分について

６ 議 事

- 議案第 ３６８号 農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ３６９号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ３７０号 農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ３７１号 非農地証明願承認について
- 議案第 ３７２号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 ３７３号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 ３７４号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 ３７５号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第 ３７６号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第 ３７７号 薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦について

７ その他

- (1) １２月の現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開会】

会 長 第 3 1 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第 3 2 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 8 名、欠席委員は 1 名で、6 番：岸委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 1 9 名です。
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の 1 ページをご覧ください。

1 1 月 7 日、定例常設委員会がマリンプレスかごしまで開催され、会長が出席されています。同日、引き続き、農業委員会会長と女性農業委員との意見交換会が開催され、会長と薬師寺委員が出席されています。

8 日に令和 4 年度各市農業委員会連絡協議会が、曾於市で開催され、会長、事務局長が出席しています。

9 日に農業者等と農業委員会との意見交換会に係る樋脇地域委員との協議が樋脇支所で開催され、樋脇地域の委員、事務局職員が出席です。

9 日と 1 0 日が定例の現地調査が行われました。

また、1 0 日は北薩地区植樹祭が祁答院町蘭牟田で開催され、会長他委員の出席となっています。

1 5 日が農業委員会だより編集委員会と第 3 1 回運営委員会が本庁舎 5 0 2 会議室で開催され、会長他編集委員、運営委員が出席です。

2 0 日産業祭 & J A フェスタがサンアリーナ川内で開催され、会長、事務局職員が出席です。

そして、本日第 3 2 回農業委員会総会が薩摩川内市セントピアでの開催となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 只今報告がありましたが、他に何か、ご質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
9 番：下茂 正憲委員
10 番：木場祐二郎（こば ゆうじろう）委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第 112 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 112 号を説明いたします。資料は 2 ページから 3 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 73 番から 76 番までの 4 件です。
登記地目、田 10 筆 8,003 m²、畑 1 筆 500 m²、合計 11 筆 8,503 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号 73 番の 1 件です。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 112 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 112 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 112 号を終ります。

次は報告第 1 1 3 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 1 1 3 号を説明いたします。資料は 4 ページから 5 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 7 3 番から 8 2 番までの 1 0 件で、登記地目 田 1 1 筆 8 , 5 0 0 m²、畑 4 筆 2 , 7 9 8 m²、合計 1 5 筆 1 1 , 2 9 8 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 1 1 3 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第 1 1 3 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 1 1 3 号を終わります。

次に、報告第 1 1 4 号「公売に係る農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可の専決処分について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 1 1 4 号を説明いたします。資料は 6 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 1 番から 3 番までの 3 件で、登記地目 田 4 筆 3 , 7 5 0 m²で、地方税法第 3 3 1 条第 6 項及び地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 の規定に基づく農地の公売に係る「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請書」が提出されました。

1 番は、9 月 2 6 日開催第 3 0 回総会議案第 3 5 5 号 3 番、8 月 2 6 日開催第 2 9 回総会議案第 3 4 0 号 1 番及び 2 番で「農地の競売参加資格認定の処分決定について」を提案され、農地法第 3 条第 2 項各号の規定により、審査した結果、機械の所有・農作業従事者数・技術等の全部効率要件及び権利取得後の下限面積且つ、地域

調和要件の何れにも抵触せず処分決定頂いたため、当総会后速やかに農地の公売参加資格に係る「買受適格証明書」を申出者へ交付いたしました。

収納課及び農業政策課が実施した公売入札の「落札通知書」を添えて「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請書」が当委員会に提出されたため、薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第５号の規定により許可書発行交付処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第１１４号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局より報告第１１４号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第114号を終わります。

それでは、会次第 6 の議事に入ります。

先ず、議案第３６８号「農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 368 号を説明いたします。資料は、7 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 13 番から 14 番の 3 件で、登記地目
畑 5 筆 1, 131 m²の申請がありました。

内容といたしまして、１３番は、一般住宅、１４番及び１５番は、貸駐車場の目的で申請されるものです。なお、１５番は、施工済のため始末書添付となっています。

以上３件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第３６８号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員　　7番、小城が13番を報告いたします。

去る 11 月 9 日、田島推進委員と事務局の長沼職員と現地調査を実

施しましたので、報告します。

位置図 1 ページ、調査表 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作はされていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載している通りであります。

以上のことから、13 番の申請は、農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

薬師寺委員 12 番、薬師寺が 14 番を報告いたします。

去る 11 月 9 日、濱田推進委員と泉、中条職員 4 人で現地調査を実施しましたのでご報告致します。

位置図 2 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作はされていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載している通りであります。

以上のことから、13 番の申請は、農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です

小城委員 7 番、小城が 15 番を報告いたします。

調査日と調査員は前に述べた通りです。

位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑ですが、既に駐車場として使われておりました。施工図と始末書添付となっております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載している通りであります。

以上のことから、15 番の申請は、農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 368 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第368号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を達達することに決定いたします。

次は、議案第369号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第369号を説明いたします。資料は8ページから9ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号87番から83番までの6件で、登記地目 田4筆1, 595㎡、畑7筆1, 693.30㎡、合計11筆3, 288.30㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号87番から89番、91番から92番は建売住宅、一般住宅兼事務所、一般住宅と通路、宅地分譲、一般住宅の目的で申請されるものです。

受理番号90番番は、資材置場と駐車場で申請されるものです。

88番は、238番1 雑種地 13㎡と一体利用で総面積996㎡となります。また、一部施工済のため、始末書添付となります。

89番は、通路となる土地については、1486番8の持分は、土地所有者が3分の1、申請者が3分の1、残り3分の1は、先月農地転用許可があり、許可相当で意見決定された者となります。

また、1468番9の持分は、土地所有者が2分の1、申請者が2分の1となります。

90番は、7299番 雑種津 外3筆 1, 430㎡と一体利用で総面積2, 042㎡となります。

91番は、575番 宅地 120.01㎡と一体利用で総面積262.01㎡となります。

以上6件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第369号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員

7 番、小城委員が 8 7 番を報告いたします。
調査日・調査員は前に述べた通りでございます。
位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。
申請地の現況は畑ですが、耕作はされていませんでした。
申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載している通りであります。
以上のことから、8 7 番の申請は、農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です

薬師寺委員

1 2 番、薬師寺が 8 8 番から 9 0 番を続けて報告いたします。
調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。
8 8 番の報告をします。
位置図 5 ページ、調査表 5 ページをご覧ください。
申請地の現況は畑で、耕作されていません。一般住宅・事務所としての転用目的です。一部施行済みの為、始末書添付となっています。
8 9 番を報告します。
位置図 6 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。
申請地の現況は畑で、1 4 8 6 番 7 は耕作されていまして。一般住宅・通路としての転用目的です。
9 0 番を報告します。
位置図 2 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。
申請地の現況は畑で、耕作されていません。
資材置場・駐車場としての転用目的です。
申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は報告書に記載している通りであります。
以上のことから、8 8、8 9、9 0 番の申請は、農地法関連法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

小城委員

7 番、小城が 9 1 番から 9 2 番を報告いたします。
調査日・調査員は前に述べた通りです。
まず 9 1 番です。
位置図 7 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。
申請地の現況は畑ですが、両方とも耕作はされていません。
宅地分譲の転用となっております。
続いて 9 2 番です。
位置図 8 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。
申請地の現況は畑ですが、耕作はされていませんでした。

いづれも、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載している通りであります。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３６９号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。

議案第 369 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次に、議案第 370 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員　　7 番、小城が、9 3 番を報告いたします。

調査日・調査員は前に述べた通りです。位置図 9 ページ、調査表 10 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑ですが、耕作はされていました。社宅・駐車場の予定となっていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載している通りであります。

以上のことから、93番の申請には、妥当性があり問題ないと考えます。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３７０号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。

議案第 370 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次は、議案第 371 号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 7 1 号を説明いたします。資料は、1 1 ページから 1 2 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 29 番から 32 番の 4 件で、登記地目 田 3 筆 1, 690 m²、畑 3 筆 2, 031 m²、合計 6 筆 3, 721 m² の非農地証明願が申請されました。

内容としたしましては、受理番号２９番から３２番は、いずれも２０年以上前から耕作しておらず、原野化及び山林化しています。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、

申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い、原野化、山林化していることを確認しました。

受理番号 29 番は「原野」、30 番は「原野・山林」、31 番及び 32 番は「山林」として、不動産登記法に係る地目をそれぞれ変更するために申請されるものです。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 371 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 12 番、薬師寺が 29 番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。

位置図は 10 ページ、調査表は 11 ページをご覧ください。

申請地の現況は原野です。平成 22 年の分筆により耕作部分がほとんど無くなり、耕作しておらず、原野化しているため、農地法第 30 条第 2 項に規定する利用状況調査による不動産登記法に係る地目を原野に変更したい申請です。

周囲への影響はない為、証明書を発行すべきだと考えます。以上です。

小城委員 7 番、小城が 30 番を報告いたします。

調査日・調査員は前に述べた通りです。

位置図 11 ページ、調査表 12 ページをご覧ください。

申請地の現況は、月が経っていたり、萱が生い茂り藪と化しています。非農地証明の発行基準は満たしていると思います。周辺は道路だったり、住宅になっており、農地はあまりなく、証明書を発行すべきだと考えています。以上です。

。

薬師寺委員 12 番、薬師寺が、31 番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。

位置図 12 ページ、調査表 13 ページをご覧ください。

申請地の現況は山林で、昭和 60 年の国土調査から耕作してお

らず、山林化しているため、薩摩川内市農業委員会賦農地証明書の発行基準３による２０年以上を経過していることから、今般、不動産登記法に係る地目を山林に変更したいという申請です。

周辺への影響はないため、証明書を発行すべきだと考えます。

木場委員 １０番、木場が３２番を報告します。

１１月１０日、奥推進委員と事務局 中城・泉職員で現地調査を実施しましたので報告します。

位置図１３ページ、調査表１４ページをご覧ください。

申請地の現況は、山林です。平成元年から耕作しておらず、山林化しています。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第３７１号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 （挙 手）

議 長 賛成全員であります。議案第３７１号は原案どおり決定されました。

次は、議案第３７２号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 議案第３７２号を説明いたします。資料は、１３ページから１５ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号７５番から８２番の８件で、田１１筆９，７２２㎡、畑１０筆８，４０８㎡、合計２１筆１８，１３０㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

７７番及び８１番は、新規営農のため、営農計画書が添付され

ています。

75番及び82番は、荒廃農地のため、5年継続耕作誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第372号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 12番、薬師寺が75番及び76番を続けて報告いたします。

調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。

75番を報告致します。

位置図14ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は田で耕作されていません。5年継続耕作誓約書添付されてます。76番を報告致します。

位置図15ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は田で保全管理されています。権利取得者は、規模拡大の為の権利取得で、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

木場委員 10番、木場が77番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図16ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されています。

申請人は、新規就農の権利取得です。

営農計画書が添付され、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

中島委員 16番、中島が、78番を報告いたします。

去る11月10日、高橋推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

位置図 16 ページ、調査表 17 ページをご覧ください。

申請地現況は田で現在も耕作されています。権利取得者は規模拡大の為の権利取得で、引き続き米を栽培する予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

新屋委員 11 番、新屋が 79 番を報告いたします。

位置図 18 ページ、調査表 19 ページをご覧ください。

11 月 10 日、古川委員と長沼職員と現地調査を実施したので報告致します。

申請地は畑で、耕作されて、保全管理されています。権利取得者は規模拡大の為の権利取得で経営意欲も高く、野菜を栽培予定です。全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

西委員 4 番、西が 80, 81 番を報告いたします。

去る、11 月 10 日、牧田推進委員と平野職員と現地調査を実施しましたので報告します。

80 番は位置図 19 ページ、調査表は、20 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されていまして。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

礪道委員 13 番、礪道が、82 番を報告いたします。

位置図は 21 ページから 23 ページで、調査表 22 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で、耕作されていません。が、5 年継続耕作誓約書添付あり、権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 372 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 372 号は原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第 373 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 373 号を説明いたします。資料は 16 ページから 19 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 83 番から 87 番の 6 件で、登記地目 田 19 筆 17, 628 m²、畑 7 筆 2, 340 m²、合計 21 筆 19, 968 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、「知人間」「親子間」「親族間」等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 373 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 7 番、小城が 83 番及び 84 番を報告いたします。

調査日・調査員は前に述べた通りです。

83 番の報告をします。位置図 24 ページ、調査表 23 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、現在も耕作されております。権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、水稻栽培予定となっております。

す。

続きまして、８４番です。

位置図２５ページ、調査表２４ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、今も耕作されています。

両方とも経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。 以上です。

木場委員

１０番、木場が８５番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図１６ページ、調査表１７ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されています。申請人は、新規就農の権利取得です。

営農計画書が添付され、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

新屋委員

１１番、新屋が、８６番及び８７番を報告いたします。

８６番の位置図は２８ページ、調査表は２６ページです。

調査日・調査員は前に述べました通りです。

現地の状況は、田と畑で、耕作されています。

次に８７番を報告致します。位置図２９ページ、調査表２７ページです。申請地現況は田・畑ですが、耕作されています。いづれも、申請の営農計画には妥当性があります。

なお、現地調査の内容は、報告書に記載された通りです。

以上のようなことから、８６と８７番の申請には妥当性があり問題がないと考えます。以上です。

西委員

４番、西が８８番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりで。

位置図３０ページ、調査表は、２８ページをご覧ください。

申請地の現況は、４筆中３筆は田・畑で耕作されていましたが、１筆６７０９番は荒地化しておりました。申請人は権利取得後、６７０９番には果樹を植える計画であるため、５年継続耕作誓約書が添付されています。

また権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 373 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 373 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第 374 号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 374 号を説明いたします。資料は 20 ページから 23 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 23, 453 m²、畑 6, 793 m²、合計 30, 246 m²の申請がありました。

利用権設定 11 件中、認定農業者等に係わる分は 4 件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第 374 号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議 長 賛成全員であります。議案第 3 7 4 号は原案のとおり意見決定いたします。

議案第 3 7 4 号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第 3 7 5 号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 7 5 号を説明いたします。資料は 2 4 ページから 2 5 ページをご覧ください。

今月の申請は 2 件で、田 5 , 1 3 7 m²の申請がありました。

所有権移転 2 件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法第 2 1 条第 1 項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記となります。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 3 7 5 号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 3 7 5 号は、原案のとおり意見決定されました。

議案第 3 7 5 号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第 3 7 6 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理

権設定)の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第376号を説明いたします。資料は、26ページから27ページをご覧ください。

今月の申請は、田3,473㎡の申請がありました。

管理権設定5件中、認定農業者等に係る分は、2件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第376号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第376号「農用地利用集積計画案(農地中間管理権設定)の意見決定について」原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第377号「薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案377号、薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦についてご説明致します。

資料の28ページの議案と、29ページの市長からの依頼文の写しをご覧ください。

まず、28ページの提案理由の欄をご覧ください。提案理由でございしますが、土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、

処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし、薩摩川内市によって設立されたことから、同公社の理事の候補者1名を推薦する必要があります。これが本案提出の理由です。

ここで、議案、下段の表をご覧ください。委員の任期は令和6年12月16日までの2年間となっていますが、現在の農業委員さん方の任期は令和5年4月30日末となっています。従いまして、今回推薦された委員さんは、令和5年4月末日で一旦辞表の提出を頂き、5月以降、新しくご任命された委員さん方で、改めて第二期間の任期までの委員の推薦をいただくこととなります。参考までに、現在の薩摩川内市土地開発公社の理事は、下茂正憲委員となっております。以上で、議案第377号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

梶原委員 11月15日（火）開催の運営委員会において、下茂正憲委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 ただ今、下茂正憲委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、下茂正憲委員を薩摩川内市土地開発公社の理事として推薦するという事で賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第377号「薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦について」は、下茂正憲委員を推薦することに決定いたします。

議長 以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 1 1 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 1 1 月の行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております来月の現地調査及び3ヶ月行事予定表をご覧ください。

・・・・・・・・・・

1 2 月ですが、1 2 月 2 7 日にさつま町農業委員会と薩摩川内市農業委員会と合同で、北薩地区農地利用最適化推進会議が川内駅コンベンションセンター（SSプラザせんだい）で鹿児島県農業会議主催で開催されます。

続いて、会議終了後、薩摩川内市農業委員会のみの忘年会を、S キューブホテルしろやまで午後 6 時から開催いたします。

S キューブホテルしろやまは、SSプラザせんだいのよこに建っているホテルで、2 階の全フロアを薩摩川内市農業委員会用にご準備してあります。

なお、令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染対策により委員の皆様方の懇親会を全く開催できておりませんでした。認証店においての懇親会については、感染以前のように解禁されております。

委員の皆様方は、誠に忙しい中恐縮ですが、1 2 月 2 7 日は全員のご参加をよろしくお願い申し上げます。

その他の行事については、今後の予定等にお役立てください。

以上説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 （ありません。）

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、これをもちまして第 3 2 回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14 : 20】